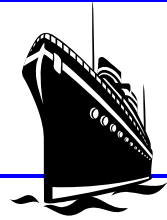


MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)



2020年4月1日施行 改正民法で定型約款の規定が新設

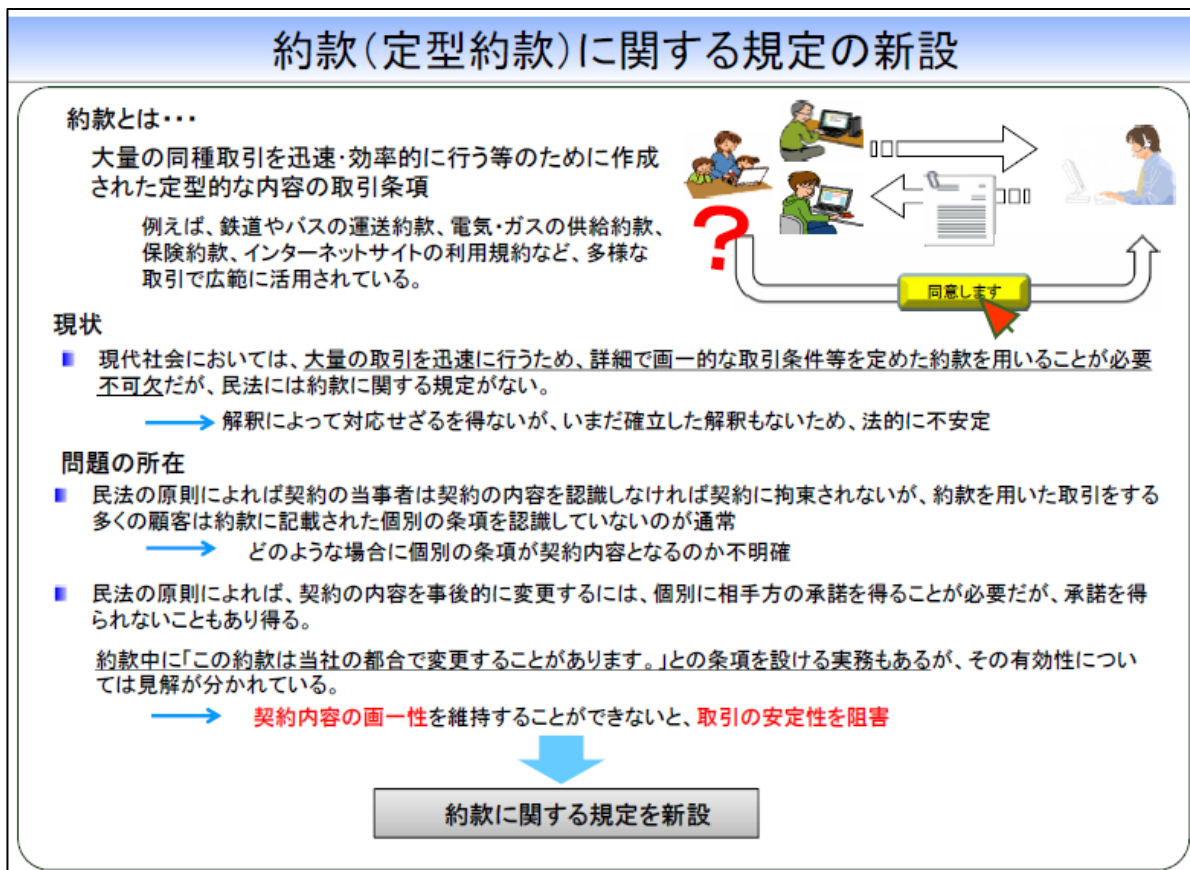
現代社会においては、大量の取引を迅速・効率的に行うため、詳細で画一的な取引条件等を定めた「約款」を用いることが不可欠です。運送契約においても運送約款が使用されており、日本で締結される運送契約が運送約款の内容となるかどうかは、国内・国際物流を問わず一般的に民法に基づいて判断されることとなります。現行の民法には約款に関する規定がないため、2020年4月1日に施行される改正民法では、定型約款の規定を新設し、定型約款を契約の内容とするための要件を明確化しました。

本稿では新設される条文と想定される問題点ならびに対策についてご紹介します。

運送約款が改正民法で規定する定型約款に該当するかについては諸議論があるものの、改正民法に合わせた運送契約の見直し等、今後のご検討の一助になれば幸いです。

1. 約款に関する規定の新設の背景

改正民法における定型約款の規定の新設の背景は以下の通りです。



出典：法務省 HP 民法の一部を改正する法律（債権法改正）について

2. 新設条文

定型約款を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項に合意したものとみなすが、信義則（民法1条2項）に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効、と明記されました。

新設条文は以下の通りです。

第五款 定型約款

(定型約款の合意) 第 548 条の 2

1. 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。
 - 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
 - 二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。
2. 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

3. 想定される問題点

改正民法第 548 条の 2 で規定される要件を満たさない場合、運送約款が契約の内容として有効でないと判断される可能性があります。このような事態を避けるためにも運送人と荷主は以下のような対策を行うことが肝要です。

・ 運送人における対策

- ①改正民法第 548 条の 2 第 1 項第 1 号のみなし規定を充足させるため、契約の相手方へ提示する運賃見積書や受注確認文書に、定型約款を契約内容として合意するものとする旨を明記します。但し、後日合意の事実について争いとなった場合に備え、認識しやすい場所に分かりやすい記載を心がけることが重要です。
- ②定型約款(運送約款)を自社ホームページに掲載するなどして、契約の相手方(荷主等)に対して定型約款を契約の内容とする旨を表示します。但し、契約の相手方が任意に閲覧できる機会を提供するだけでは改正民法第 548 条の 2 第 1 項第 2 号のみなし規定を充足しない可能性があるため、契約に際しては定型約款の閲覧を必須とするような仕組み作りの検討も必要です。

・ 荷主における対策

従来と異なり、前述のように、運送人から提示される運賃見積書等に運送約款が契約内容になる旨が明記されたり、契約に際して約款を提示されたりすることが多くなると推測されます。このような場合、契約締結の後には約款の内容について争えなくなる可能性があるため、これまで以上に、契約締結前の約款の内容確認が重要になります。

<参考文献一覧>

- ・ 法務省 HP 民法の一部を改正する法律(債権法改正)について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html
- ・ 筒井健夫・村松秀樹「一問一答 民法(債権関係)改正」株式会社商事法務(2018年3月)
- ・ 大審院大正4年12月24日第一民事部判決(大正4年(オ)第345号:保険金請求ノ件)